○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名四二七、一六七の二、字上喜来六一〇の六、六二二の一、六二二の二、六七二の一、七二八の一、字紙屋一七二から一七四まで、一七八の二、字高清一二五八、一二六〇の一、一二六〇の二、一二六の一、一二九五の一、一三〇〇、一三〇五の一、一三〇九の二、一三一七、一三一八、一五〇三、一五一八、一五二一、字小谷一〇一、三六八の一、字日開野二八五、六二四、字東久保一一〇九の二、一一一三の二、一一二四、字平良石三四、三八、三九、四一、五〇、七六〇、八二六の二、一二四五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭名四二七・一一六七の二・字上喜来六一〇の六・六二二の一・六二二の二・七二の一・七二八の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字紙屋一七二、一七三（次の図に示す部分に限る。）、一七四、一七八の二・字高清一二五八・一二六〇の一・一二六〇の二・一二六一の一・一二九五の一・一三〇〇・一三〇五の一・一三〇九の二・一三一七・一三一八・一五〇三・一五一八・一五二一・字小谷一〇一・三六八の一・字日開野二八五・六二四・字東久保一一〇九の二・一一一三の二・一一二四・字平良石三四・三八・三九・四一・五〇・七六〇・八二六の二・一二四五の二（以上二十九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字松尾六一六四の一、六一六四の七、六一六四の八、六一六六の一、六一六八の二、六一六九の一、六一六九の二、三野町加茂野宮字蔭浦一八〇五の一から一八〇五の六まで、一八〇六の一から一八〇六の五まで、池田町西山落一六五六の一の一、一六五六の二の一、一六五七の二、一七二〇の二、一七二一、一七二二の二、一七二三、池田町中西北山二〇二〇から二〇二二まで、二〇二三の一、二〇二三の二、サルガワ九三五、一九四四、ツエタニ一五九一、一五九五の三、一五九六、ナカサコ一〇四三、一〇五八から一〇六〇まで、一〇六二、一〇六四、一〇六八から一〇七一まで、一〇七五、一〇七六、フナイシ一九七〇の二、一九七〇の三、池田町白地井ノ久保一一九〇の二、一一九六、一一九七、一二〇〇、一二〇一、一二〇四の二、一二〇五、東祖谷菅生二八二の三、二八二の四、二八三の七、二八三の八、二八三の一五、二八三の一八、二八三の三一から二八三の三三まで、東祖谷元井二九三の一、二九三の二、三〇一、三〇六の一、三〇六の二、三〇七の一、三〇七の二、三〇八の一、西祖谷山村戸ノ谷六の一から六の三まで、二四二五の一、二六、二九の一、二九の三、二〇三、二〇七の三、二一〇の二、井川町北ケ市五七三〇の一、五七三〇の二、五七三一、五七三六、井川町鎧滝六二九五、六三〇〇、井川町綿打五九五七の一、五九五七の二、五九五九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蔭浦一八〇五の一から一八〇五の六まで・一八〇六の一から一八〇六の五まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、北山二〇二〇から二〇二二まで、二〇二三の一、二〇二三の二、サルガワ九三五・一九四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ツエタニ一五九一、一五九五の三、一五九六、ナカサコ一〇四三・一〇五八から一〇六〇まで・一〇六二・一〇六四・一〇六八から一〇七一まで・一〇七五・一〇七六・フナイシ一九七〇の三（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、井ノ久保一一九〇の二、一一九六、一一九七、一二〇〇、一二〇一、一二〇四の二、一二〇五、東祖谷元井二九三の一、三〇一、三〇七の二、井川町北ケ市五七三〇の一、五七三〇の二、五七三一、五七三六、井川町鎧滝六二九五、六二九六、六三〇〇、井川町綿打五九五七の一、五九五七の二、五九五九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪五三五の一、五三七の六、六〇七の二、六〇八の一、六一二の一、字東久保二三八、二四八から二四八まで、九九二の一、九九四の一、九九四の二、一〇七七の一から一〇七七の三まで、一〇七八の一、一〇七八の二、一一三一の四、一一三二の六、一一三二の七、貞光字柴内二〇、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一二〇、四四九の一、四四九の二、五五七の一から五五七の三まで、五五九、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六七、字川見西二三四、二三八、字木屋三の三、三の四、六、八の一、八の二、二九の二、四一二の二、四一七、四一九、四二〇、四二二、字猿飼三七から四〇まで、四六七、四六八、字平野一二四の一、一二四の二、一二五の二、三七五の一、字西谷五五、二三九、二四〇の一、二四〇の二、二四一、字日浦川向二五四、字宅熊九の三、一一、一二、二三五の一、二三五の二、二三六、四一〇の一

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中藪五三五の一・五三七の六・六〇七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇七の三、六〇八の一・六一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字東久保二三八、二四八から二四八まで、九九二の一（次の図に示す部分に限る。）、九九四の一（次の図に示す部分に限る。）、九九四の二、一一三〇（次の図に示す部分に限る。）、字柴内二〇、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一二〇、四四九の一、四四九の二、五五七の一から五五七の三まで、五五九、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六七、字川見西二三四、二三八、字木屋三の三、三の四、六、八の一、八の二、二九の二、四一二の二、四一七、四一九（次の図に示す部分に限る。）、四二〇、四二二、字猿飼三七から四〇まで、四六七、四六八、字平野一二四の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、三七五の一、字西谷五五、二三九、二四〇の一、二四〇の二、二四一、字日浦川向二五四（次の図に示す部分に限る。）、字宅熊九の三、一一、一二、二三五の一、二三五の二、二三六、四一〇の一